

フィブリノゲン製剤特別シンポジウム 決議

- 産科的危機的出血及び心臓血管外科手術による出血傾向は患者の生命に重大な影響を及ぼす
- これにより生じた後天性低フィブリノゲン血症患者(血中フィブリノゲン値が 150 mg/dL 以下のもの)に対してフィブリノゲン濃縮製剤の適応とするべきである。ただし本剤の供給は未だ十分ではなく、同種クリオプレシピテートを有効に活用することが望まれる
- 関係学会は、血中フィブリノゲン値の迅速測定が可能であり、かつ後天性低フィブリノゲン血症による出血の管理に適した医療機関において適正に使用されるよう注意喚起しつつ、製造販売業者と協力して適正使用のモニタリング調査や必要な研究を行うべきである
- 担当医は、投与の判断にあたっては適応外使用を控え、漫然と投与しないようにすべきである
- 本剤の安定した生産と採算性を維持し、本剤を必要とする先天性・後天性低フィブリノゲン血症患者への安定供給が保持されるべきである

公益社団法人 日本産科婦人科学会
特定非営利活動法人 日本心臓血管外科学会
一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

令和3年8月21日 福島市